

昨年度に引き続き バス利用促進事業を実施します！

正規運賃の約6割
の運賃で乗車する
ことができます。

「令和4年度洲本市バス利用促進事業」

- ① バス等の1乗車あたりの運賃が約4割を助成する利用促進券の交付
- ② 定期券購入金額の2割を助成

◆洲本市バス利用促進事業とは

市民の生活に欠かせない市域を走る路線バスやコミュニティバス等の維持・確保を図るため、洲本市民が利用する路線バスやコミュニティバス等のバス料金の一部を助成する制度です。

◆交付対象者

洲本市に住所を有しかつ当該住所にお住まいで、市税等の滞納が無い方
(年齢や所得等の条件はありません)

- ただし、学生、高齢者(65歳以上の方)以外の方は、利用促進券の発行を1区間につき10枚となります。
- ※ 障がい者割引、運転経歴証明書による半額支払い時、洲本市移動手段確保事業の助成券との併用はできません。

◆対象路線

市域を走る以下の路線。ただし、島内移動の利用に限る。(※1)

- 淡路交通(株)：縦貫線、都志線、鳥飼線、長田線、由良線、舞子-福良線(ただし、淡路IC~福良の間)、淡路-徳島線(ただし、洲本BC~淡路島南ICの間)
- 神姫バス(株)、淡路交通(株)：三ノ宮-西浦線(ただし、高田屋嘉兵衛公園~北淡ICの間)
- 本四海峡バス(株)：鮎原線
- 洲本市コミバス：五色地域線、上灘・沼島線

- ※1 島外で乗車または降車する場合には、この事業はご利用いただけません。また、乗車区間が島内バス停の利用促進券であっても、定期券との併用や乗り越し等で、島外で乗車または降車する場合には利用できません。

◆事業期間・申請受付開始日

事業期間：令和4年4月1日(金)~令和4年9月30日(金)

申請受付開始日：令和4年3月8日(火)

※申請を受け付けた日から交付まで3週間程度要します。

◆申請書提出先

企画課(本庁舎5階)、地域生活課(五色庁舎1階)、由良支所



◆申請に必要な書類

申請に必要な書類は以下のとおりです。

助成内容により申請書の様式が異なりますのでご注意ください。

「記入例」を参考に必要事項を記入し、押印の上必要書類を添付のうえ提出してください。

助成の内容	必要書類
①定期券購入費助成 (学生のみ対象)	・ 洲本市通学定期券購入費助成金交付申請書兼助成金請求書 (様式第1号) ・ 市歳入金情報に関する同意書 ・ 振込口座の通帳の写し ・ 購入した通学定期券の写し、領収書の写し ・ 在学を証明する書類 (学生証、生徒手帳、在学証明書等) の写し
②利用促進券の 交付	・ 洲本市バス利用促進券交付申請書 (様式第2号) ・ 市歳入金情報に関する同意書 ・ 在学を証明する書類 (学生証、生徒手帳、在学証明書等) の写し【学生のみ】

◆利用促進券について

※ **有効期限は令和4年9月30日まで**

- ・ 利用促進券により約4割の運賃の助成 (10円未満切捨て) を受けることができます。
- ・ 利用の際には、利用促進券と自己負担額を支払い、下車します。
- ・ 2回目以降は、交付決定の際に通知される登録番号、氏名、生年月日、希望枚数を、企画課まで電話、メールまたは窓口でお伝えいただくことで、追加分を郵送させていただきます。

令和4年度洲本市バス利用促進券 (見本)

(令和4年9月30日まで有効)

乗車区間: 五色BC ⇄ 洲本BC

自己負担額 **420円**

正規料金: 大人690円 270円助成券

利用者名: 洲本 太郎 登録番号: 10001

発行者 洲本市長印

利用者は、この利用促進券と自己負担額420円を支払うことで、実質270円の助成を受けることができます。
なお、自己負担額は回数券でもお支払いできます。

【注意点】

- ・ 利用促進券は利用促進券に記載されている方以外は利用できません。

◆バスが無くなるといざというとき困る。でも存続させるためには

バスを存続させるためには、「利用すること」が一番です。利用する人が多くなれば、維持される可能性が高まります。皆さんの利用がバス存続の大きな力となります。「乗って守ろう公共交通！」

◆お問い合わせ

洲本市 企画情報部 企画課 交通・航路対策係 電話: 0799-24-7614